

ワシントン条約附属書 I 掲載動植物に係る貨物の再輸出

点線内(輸入許可書)は、附属書 I 掲載種に係る貨物で出所が野生(W)の標本又はF1(F)の標本(*1参照)であって、生きている動植物の場合のみ
 (注) 輸入許可書が不要な場合でも、輸出前に輸入国側へ輸入の手続きが必要な場合があります。輸出前に輸入国管理当局にお問い合わせください。

輸入者
【荷受人】

①輸入許可書申請

輸入国管理当局等

②輸入許可書の発給

⑩CITES輸出許可書(正)及び貨物の送付

③輸入許可書(正)の写の送付

⑤輸入許可書の確認

⑥輸入許可書の確認返答

輸出者
【申請者】

日本国管理当局
【経済産業省】

提出書類

- ◇輸出承認・許可申請
 - ▽輸出承認申請書
 - ▽輸出承認申請説明書
 - ▽輸出契約書
 - ▽日本国許可・証明(申請)書(CITES許可書)
 - ▽輸入許可書の写し*1
 - ▽運送手段説明書*2
 - ▽通関済み輸入通関申告書(輸入許可通知書)
 - ▽残高を証する書面*3
 - ▽輸入時に相手国管理当局が発行した輸出許可書(CITES許可書)の写し
 - ▽販売/譲渡証明書*4
 - ▽チョウザメ目の種の加工された未受精卵(キャビア)を日本で容器に包装した場合、キャビア再輸出のための施設登録書の写し
 - ▽その他(研究計画を証する書類、加工品の場合含有量を示す成分表等)

④輸出承認・CITES許可申請

⑦輸出承認書
CITES輸出許可書の発給

- ◇経済産業省は次の事項を確認
- (a) 輸入時に輸出国管理当局が条約に基づき輸出を認めたものであることが確認できること
 - (b) 動植物の保護に関する法律に違反していないこと
 - (c) 輸送方法がその保全に影響を及ぼす恐れのないこと *2
 - (d) 輸入許可書が発給されていること(*1の場合で生きている動植物の場合のみ) 等

- *1 附属書 I 掲載動植物に係る貨物で出所が野生(W)の標本又はF1(F)の標本(F1とは、親が野生又は野生と同等の飼育下で繁殖した標本)
- *2 生きている動植物のみ
- *3 輸入の際の性質及び形状が変わっていないものを再輸出する場合で、輸入者=輸出者場合のみ
- *4 輸入者と再輸出者が異なる場合のみ

⑧輸出申告

⑨輸出許可

日本国税関当局
【財務省】

◇提出書類の確認等